

議案第54号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例（平成3年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>北上市職員の定年等条例第9条第1項から第4項までの規定に基づき異動期間（これらの規定により延長された期</u></p>

(5) [略]	間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市職員の育児休業等条例の一部改正)

第2条 北上市職員の育児休業等条例(平成4年北上市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定に基づき延長された期間を含む。以下同じ。)</u>を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>

(1) [略]

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則で定める日数）と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(1) [略]

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数（当該非常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則で定める日数）と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) [略]

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

(3) [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) [略]

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例の一部改正)

第3条 北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例(平成7年北上市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>(以下「短時間勤務職員」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>(以下「短時間勤務職員」という。)については、日曜日及び土曜日に加え</p>

<p>日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>て月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(公益的法人等への北上市職員の派遣条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への北上市職員の派遣条例(平成14年北上市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 北上市職員の定年等条例(平成3年北上市条例第23号)第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 北上市職員の定年等条例(平成3年北上市条例第23号。<u>以下「定年等条例」という。</u>)第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定に基づき延長された期間を含む。以下同じ。)</u>を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市人事行政運営等の状況の公表条例の一部改正)

第5条 北上市人事行政運営等の状況の公表条例(平成17年北上市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上市職員の再任用条例の廃止)

第6条 北上市職員の再任用条例(平成13年北上市条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例第2条第2項第1号の規定の適用については、令和14年3月31日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。))とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、第2条の規定による改正後の北上市職員の育児休業等条例、第3条の規定による改正後の北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例及び第5条の規定による改正後の北上市人事行政運営等の状況の公表条例の規定を適用する。

令和4年12月1日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整備及び廃止をしようとするものである。